

シツジななかまたち ファンクラブ規約

第1章 総則

第1条 (名称)

シツジ珈琲®のファンクラブの名称を、シツジななかまたち（以下「本会」という。）という。

第2条 (事務局)

本会の運営事務局（以下「事務局」という。）を、シツジ珈琲®の運営元であるボイスカルチャージャパン株式会社に置く。

第3条 (定義)

本会は、シツジななかまたち会員（以下「会員」という。）と事務局によって構成される。

第2章 目的および事業

第4条 (目的)

本会は、シツジ珈琲®の活動を応援すること、会員同士の交流を図ることを目的とする。

第5条 (事業)

本会は、第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 販売促進事業
- (2) コミュニケーション事業
- (3) その他の事業

第3章 会員

第6条 (種別)

本会の会員は、次の5種類とする。

- (1) 知り合い ファンサイトやLINE公式のお友だち登録をしてくれている個人
- (2) おともだち 本会の目的に賛同して入会した高校生以下の個人
- (3) おっかけ 本会の目的に賛同して入会した18歳以上（高校卒業後相当）の個人
- (4) こひびと コーヒーのサブスクリプション（別サイト）に申し込んでいる個人
- (5) シツジ おともだちorおっかけ+こひびとの条件を満たしている個人

第7条（規約）

1. この会員規約（以下「本規約」という。）は、入会申込および提供されるサービス（以下「本サービス」という。）の利用に関する一切の場合に適用され、会員は入会を申し込んだ時点で本規約の内容を承諾し、本規約を事務局と会員との契約とすることに合意したものとします。
2. 本規約について、変更、追加、修正、削除等（以下「変更等」という。）の必要が生じた場合、本規約の目的に反しない範囲で、合理的かつ相当な本規約の変更等を行うことがあります。
3. 本会は会員に対し、本会サイトへの掲載、電子メール・SNS等を用いての送信、その他本会が適切と認める方法により、ご案内や告知など必要な情報を通知します。サイトへの掲載または電子メール・SNS等による送信が行われた時点で、当該通知は完了したものとみなします。
4. 事務局は会員に対し、事前の通知なく、本規約の内容の変更等を行う場合があります。その場合、第3項で定める方法で通知を行い、以後、会員の認識状態にかかわらず本規約が適用されるものとします。ただし、会員に重要な影響を与える場合には、事前に合理的な期間をあけて通知します。

第8条（条件）

会員は、下記の条件を全て満たし、これらを遵守するものとします。

- (1) 入会申込の際、申告する登録情報全てに関して正しく、虚偽の申告がないこと。
- (2) 第6条2項に該当する会員は、入会申込にあたり、事前に親権者などの同意を得ること。
- (3) 日本国内に居住し、国内郵便で配達可能な所在地に住所を持つこと。
- (4) 同一個人で複数の会員登録をしていないこと。
- (5) 事務局が必要と判断した場合、求めに応じて身分証明書またはその写しを提示すること。
- (6) 本サービスで楽しむ以外の目的で、会員の地位や権利を利用しないこと。
- (7) 反社会的組織に所属しておらず、また密接な関係を有していないこと。
- (8) 会員の権利について、譲渡、貸与、名義変更、担保供与、その他第三者の利用に供する行為をしないこと。
- (9) 会員は、いかなる場合も自己の責任において行動するものとし、他の会員や第三者に対して故意に損害を与えないこと。

第9条（入会の承諾）

事務局は、会員の本会への申込を受け付け、必要な審査や手続き等を行った後、入会を承諾します。会員が第8条各号の条件を満たさない場合、入会を承諾しない場合があります。また、入会を承諾した後に第8条各号の条件を満たさないことが判明した場合、承認を撤回できるものとします。

第10条（入会金・年会費）

入会希望者は、事務局所定の方法により定められた会費を支払うものとします。

1. 入会金 無料
2. 年会費 会員の種別ごとに異なります。
 - (1) おともだち 1,000円／年
 - (2) おっかけ 3,000円／年

第11条（会員資格の有効期限・更新）

会員資格の有効期限は、入会翌月1日から1年間です。会員が会員資格の更新を希望する場合は、事務局が定めた更新期間内に次年度の年会費を支払うことにより、更新することができます。

第12条（会員特典）

1. 会員は、以下の会員特典を受けることができます。
 - (1) 会員証
 - (2) 会員限定メッセージ、会報
 - (3) 会員限定イベントの参加権利
 - (4) 会員限定グッズ
 - (5) その他ご優待

第13条（会員資格の喪失）

事務局は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、会員資格を取り消し、退会させることができます。

- (1) 入会後に第8条各号のいずれかの条件を満たさなくなった場合
- (2) 本会や会員の名誉を傷つけたり、イメージを著しく失墜させた場合
- (3) 本会の会員特典や会員資格を利用した営利活動およびそれに準ずる行為
- (4) その他、事務局が不相当と判断した場合

第14条（退会）

会員は、退会する旨を事務局に通達し、任意に退会することができます。

第4章 規則

第15条（抛出金品の不返還）

既納の会費およびその他の抛出金品について、第19条1項の場合を除き、返還はいたしません。

第16条（損害賠償）

会員は、本会の利用に際して、自己の責めに帰すべき事由により、本会およびその関係者等に損害を与えた場合、これを賠償する責任を負います。また、他の会員およびその他の第三者との紛争が生じた場合、自己の責任と費用負担でこれを解決するものとします。

第17条（免責）

事務局は、本サービスに関して発生した会員の直接または間接の損害につき、当該損害が事務局の責めに帰すべき事由により発生した場合を除き、いかなる責任も負いません。

第18条（個人情報の取り扱いについて）

- 事務局は、本会ホームページに公表するプライバシーポリシーに従い、会員からお預かりした個人情報を取り扱うものとします。
- ファンクラブの個人情報利用目的は、次のとおりです。
 - 本人確認
 - 本サービスの提供および通知
 - 本サービスの効果測定
 - その他、本会を運営するにあたり、事務局が必要と判断した事項
- 事務局は、利用者より取得した情報を、同意を得ることなく第三者には提供しません。ただし、次に定める場合に限り、利用者の情報を第三者に提供・開示することがあります。
 - 外部サービスとの連携
 - 国や地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行するにあたり、本会が協力する必要がある、かつ利用者からの同意取得が当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれのある場合
 - 決済会社における本人確認・請求先確認および与信調査の実施に、決済会社への個人情報の開示が必要な場合
 - その他法令で認められる場合
- 会員は、個人情報の内容に変更が生じた場合、速やかに事務局に届け出るものとします。届出がない場合、本サービスの提供が実行できないことがあります。変更の未申告によるサービスの提供が実行できなかった場合の責任は当該会員になります。

第19条（サービスの停止・中止・変更・解散）

- 事務局は、以下の各号に該当する場合、本サービスの全部または一部の提供を停止・中止・変更することがあります。

- (1) 本サービスに使用する設備に障害が発生し、保守点検もしくは改修等を行う場合。
 - (2) 火災、停電、天災等の不可抗力により、本サービスを提供できない場合。
 - (3) その他、本サービスを提供することが困難であると判断した場合。
2. 事務局は、本会の活動状況ならびにその他の事情により活動停止や解散する場合は、事前に会員に通知するものとします。

第20条（紛争の解決・裁判管轄）

1. 本規約により解決できない問題が生じた場合、事務局と会員との間で誠意を持って話し合い、これを解決するものとします。
2. 会員と事務局との間で生じた紛争を訴訟によって解決する場合には、事務局が指定した裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

附 則

本規約は、令和6年12月1日から施行する。